

医療機器産業ビジョン研究会運営要領（案）

令和 5 年 5 月〇日制定

1. 趣旨

- 医療機器産業は、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術を活用した医療機器の登場等、新たな課題と可能性に直面。そうした中、昨年 5 月に医療機器基本計画を改定し、その基本計画に盛り込まれた施策の具体化と早急な実施が求められている。
- 特に、世界の医療機器マーケットの約 8 割強を占める先進国や、今後成長が見込まれるアジア等のグローバルマーケットで日本の医療機器メーカーが勝ち残るためには、日本発の製品を世界市場に投入するという発想のみならず、当初から、グローバルレベルで、開発フェーズに応じて最適なプレイヤーと連携し展開していく戦略を立体的に構築していくことが重要である。
- その際、従来のものでづくり技術（ハード）に加え、データの統合・AI 解析によるデジタル（ソフト）の融合、リスクが高いが大きな収益が見込める治療機器の開発や製造技術の強化、新技術であるプログラム医療機器による新たな価値創造等が求められる。
- 加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中で各国の自国優先主義の強まりによる我が国の医療機器の需給逼迫や、各国での国産化推進を契機とした国内企業の技術流出などが懸念されている。そうした中、医療機器の安定供給も織り込んだ国内企業の対応力強化や技術優位性の維持が課題となっている。
- 医療機器基本計画の施策の具体化に加え、このような医療機器産業を巡る諸課題等を整理し、産業競争力強化の観点から、その課題に対応する方策を検討するため、医療機器産業ビジョン研究会を設置する。

2. 検討事項

本研究会では、現在及び将来の医療機器産業を考える上で不可欠である、「産業構造」「価値の源泉」「経済安全保障・国際展開」の論点を中心に検討を行うこととする。

3. その他

- （1） 本研究会は、経済産業省商務・サービスグループ審議官により、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2） 本研究会には、座長をおき、会議を統括する。
- （3） 本研究会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- （4） 本研究会は、原則として非公開とし、資料及び議事要旨を後日公開とする。
- （5） 本研究会の詳細について議論を深めるため、親会議となる研究会の下にワーキンググループを設置する。
- （6） この要綱に定めるもののほか、本研究会の開催に必要な事項は、座長が経済産業省商務・サービス審議官と協議の上、定める。